

日本脳科学関連学会連合への新規専門学会の参加に関する覚書案

新規専門学会の参加においては、運営規約第4条に定める専門学会の要件

- (1) 学術学会で、この連合の目的に賛同する団体であること
- (2) 全国的に組織されたものであること
- (3) 研究者の自主的な集まりであり、研究者が主たる構成員であること
- (4) 定期的に学術研究大会を開催していること

を満たすことを前提とし、当該学会の独自性、国際性、脳科学周辺領域への影響等についての運営委員会委員の意見を元に評議員会の採決によって可否を判断することとする。